

○ 営利企業等の従事制限に関する規則

（昭和58年5月26日）
規則第5号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定に基づき、鯖江広域衛生施設組合職員の営利企業等に従事する場合の許可に関しては、営利企業等の従事制限に関する規則（昭和44年鯖江市規則第27号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。